

さいたま市火災予防条例の一部改正

【内 容】

平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会会場での火災を契機として次の2点について本市の火災予防条例が改正されました。

(平成26年8月1日～)

- 1 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて調理器具や暖房器具などの火気器具を使用する場合には、消火器の設置が必要になりました。
- 2 上記催しにおいて、火気器具を使用する露店・屋台等を開設する場合には、業者だけでなく、一般の方もあらかじめ消防署に届け出が必要になりました。



Q. 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しとは？	A. 参加者を特定できない、だれでも参加できるような催しとなります。
Q. 火気器具とは具体的にどのようなものか？	A. コンロなどの裸火や電気ストーブのように発熱部が外部に露出している器具及びガソリンを燃料とする携帯用発電機などとなります。
Q. 「露店・屋台等を開設する」とは、どういうことをいうのか？	A. テントなどのように構えが有る無しに関わらず、火気器具を使用している所で、飲食物や物品等の提供を行う場合をいいます。
Q. 消火器はどのようなものを準備すればいいか？	A. 裏面を参照してください。
Q. 誰が届出をするのか？	A. 火気器具を使用する露店・屋台等を開設しようとする者となっています。 また、同一催しで複数の者が届出をすることになる場合は、主催者等が取りまとめて届出することができます。
Q. 届出書に添付する書類は？	A. 火気器具と消火器の位置を記入した会場の略図が必要となります。

届出用紙は、さいたま市ホームページからダウンロードするか、市内各消防署・出張所で配布しています。



【問合せ先】

消防署・出張所

電話

催しで設置する消火器

⇒ 4型以上の粉末消火器

- ★ 4型・・・消火器の大きさを表しています。

※参考：物販店や飲食店等で見かける消火器は、ほとんどが10型のものとなっています。



<4型の粉末消火器の仕様例>

- ★ 高さ・・・・・・約38cm
- ★ 幅・・・・・・約10cm
- ★ 重さ・・・・・・約2.4kg
- ★ 放射時間・・・約14秒
- ★ 放射距離・・・3~5m
- ★ 薬剤量・・・・1.2kg

下の写真のような「住宅用消火器」や「エアゾール式などの簡易消火具」の設置は不可となります。



【住宅用消火器】
住宅火災に適した消火器です。



【エアゾール式簡易消火具】
家庭内で発生した火災で、初期段階の小さな火の消火を想定したものです。